

川口市立高等学校同窓会会則

第1章 総 則

第1条 【名称及び事務局】

本会は、川口市立高等学校同窓会と称し、幹事による学校事務局を川口市立高等学校事務室内に置く。

第2条 【目 的】

本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 【事 業】

本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会報及び名簿の管理
- (2) 母校への支援活動
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

第4条 【会 員】

- (1) 本会は、正会員及び特別会員をもって組織する。
- (2) 正会員は、旧川口市立川口総合高等学校、旧川口市立川口高等学校、旧川口市立県陽高等学校及び川口市立高等学校の卒業生とする。
(尚、改称前の高等学校および定時制を含む。)
- (3) 特別会員は現旧職員とする。

第3章 役 員

第5条 【役 員】

本会は、次の役員を置く

会 長	1名	副会長	2名	本部役員	若干名	理 事	各学年若干名
庶務会計	3名	監 事	3名	幹 事	若干名		

第6条 【職 務】

役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理する。
会長は、各会議において議長及び書記を任命する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。
- (3) 本部役員は、本部役員会において、本会の事業活動を立案する。
本部役員会は、必要に応じて開催する。
- (4) 理事は、理事会において本部役員会の提案事項を審議する。
- (5) 庶務会計は、学校事務職員と協力し庶務会計を司る。
- (6) 監事は、会計を監査し報告する。
- (7) 幹事は、会員の連絡調整を図り、本会の事業を遂行する。

第7条 【選 任】

役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本部役員会が正会員のなかからこれを推薦し、理事会の承認を得て、総会において選任する。
- (2) 副会長は、本部役員会が正会員のなかからこれを推薦し、理事会の承認を得て、総会において選任する。
- (3) 本部役員は、本部役員会が旧川口市立総合高等学校、旧川口市立川口高等学校、旧川口市立県陽高等学校及び川口市立高等学校の卒業生から各高等学校 1 名を推薦し、その他は本部役員会がこれを推薦し、理事会の承認を得て選任する。
- (4) 理事は、旧川口市立総合高等学校、旧川口市立川口高等学校、旧川口市立県陽高等学校及び川口市立高等学校の卒業生から各高等学校 4 名を推薦し、その他は本部役員会がこれを推薦し、理事会の承認を得て選任する。
平成 30 年度卒業生より、理事は卒業年度毎に各課程男女各 1 名を卒業式前までに学年内で候補者を選任し、同窓会理事会に報告する。
報告を受けた理事候補者は理事会の承認をもって理事に選任する。
- (5) 庶務会計は、本部役員会が理事の中からこれを推薦し、理事会の承認を得て承認する。
- (6) 監事は、本部役員会が理事の中からこれを推薦し、理事会の承認を得て承認する。
- (7) 幹事は、校長、副校長、渉外担当職員及び事務職員を充てる。(校長一任)
- (8) 役員選任にあたっては、兼務を妨げない。

第 8 条 【任 期】

- (1) 会長、副会長、本部役員、理事、庶務会計及び監事の任期は 5 年とし、再任を妨げない。
- (2) 幹事の任期は校長に一任とする。

第 4 章 会 議

第 9 条 【機関及び議決】

- (1) 本会の機関として、総会、理事会、及び本部役員会を置く。
- (2) 総会は、全ての会員をもって組織し、次の事項を審議する。その議決は、出席者の過半数による。
 - ア 事業活動、予算及び決算の報告。
 - イ 役員を選任及び解任。
 - ウ 会則の変更。
 - エ 会費及び会員から徴収する金銭に関する事項。
 - オ その他、理事会が必要と認める事項。
- (3) 総会は、5 年に 1 回開催する。必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- (4) 理事会は、会長、副会長、本部役員及び理事をもって組織し、次の事項を審議する。
 - ア 総会に提案する事項。
 - イ 年度毎の事業計画案、予算案、事業実績、決算の承認。
 - ウ 会長、副会長以外の同窓会内役員及び担当の選任及び承認。
 - エ その他、本部役員会が必要と認める事項。
- (5) 本部役員会は、会長、副会長及び本部役員をもって組織し、次の事項を審議すると共に本会の事業活動を監督する。

- ア 理事会に提案する事項。
- イ その他、本部役員会が必要と認める事項。
- ウ 重要事項の中で本会運営上必要と判断された場合、総会及び理事会の承認を待たずに本部役員会の適切な判断のもと審議し、承認された場合は実施出来るものとする。

(6) 総会以外の会議議決は出席者の三分の二以上とする。

第5章 会 計

第10条 【経 費】

- (1) 本会の経費は正会員から徴収する会費及び寄付金をもってあてる。
会費は終身会費とし、卒業時期に学校の卒業学年が纏めて同窓会へ納付するものとする。
- (2) 会費は卒業生一人につき、5,000円とする。
- (3) 会費の減免
校長より会費の納入が困難と認められ、当該生徒の免除の申し入れがあった場合、同窓会費の免除を行うことが出来る。

第11条 【会計年度】

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

第12条 【帳 簿】

本会は、次の帳簿を管理する。

- (1) 会員名簿
会員名簿は、本会に関わる目的以外には利用しない。
- (2) 会計簿
- (3) 議事録（総会、理事会、本部役員会）
- (4) その他、必要と判断したもの。

第13条 【細 則】

本会会則の他、必要に応じて細則を設け運用する。

- (1) 細則は本部役員会の承認をもって施行できる。
- (2) 迅速な判断が必要な案件が生じた場合は、細則に従って案件を処理する。
- (3) 慶弔については、川口市立高等学校同窓会細則 別表3による。
- (4) その他、必要と判断したもの。

第14条 【連 絡】

会員は、転居、改姓等の場合は、速やかに事務局に連絡する。

附 則

この会則は、平成30年6月9日より施行する。

平成31年2月16日 改訂

2019年6月1日 改訂

同窓会会則 改訂記録

改定日	改訂内容	改訂理由
平成 31 年 2 月 16 日	第 4 章 第 9 条 「(5)・・・その議決は、出席者の過半数による。」を削除 「(6) 総会以外の会議議決は出席者の三分の二以上とする。」を追記	出席者の過半数であると拮抗した時に本来の同窓会としての総意とはいえないため。 第 4 章 第 9 条(5)ウにより、理事会で改訂承認及び施行。
2019 年 6 月 1 日	第 1 章総則 第 1 条【名称及び事務局】 「本会は、川口市立高等学校同窓会と称し、事務局を川口市立高等学校事務室内に置く。」を「本会は、川口市立高等学校同窓会と称し、幹事による学校事務局を川口市立高等学校事務室内に置く。」に改訂	事務局は、幹事である学校職員と、卒業生役員の中にも事務局がいるため、区別するため。 第 4 章 第 9 条(5)ウにより、理事会で改訂承認及び施行。